

6 我が国の海洋の生物多様性保全について

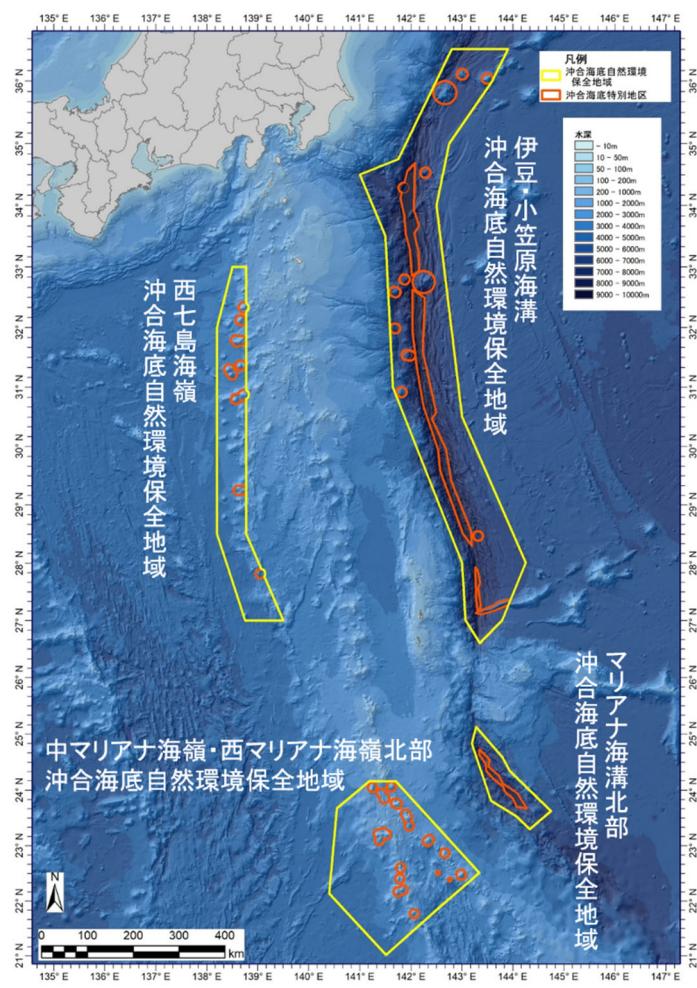
(1) 海洋の生物多様性保全に関する国際目標

海洋の産業利用が進む中、海洋環境の保全が近年国際的な潮流となっており、生物多様性条約の下で我が国が主導して策定した「愛知目標」や、「持続可能な開発目標（SDGs）」において、2020年までに海域の10%を海洋保護区に設定することが国際目標とされました。我が国の管轄海域における海洋保護区は、これまで大部分が沿岸の区域に設置されており、沖合域の海底の生態系を含む自然環境の保全のため、新たな海洋保護区制度を創設することとなりました。

(2) 沖合海底自然環境保全地域の指定・管理

「自然環境保全法の一部を改正する法律」が平成31年4月に成立、令和2年4月1日に施行され、沖合域の新たな海洋保護区制度である、沖合海底自然環境保全地域制度が創設されました。指定地域内においては、例えば、海底資源開発や底びき網漁業は、鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為として規制されることとなりました。

令和2年12月3日に、初めての沖合海底自然環境保全地域として、小笠原方面の沖合域の4地域が指定されました（令和3年1月1日施行）。指定により、日本の海洋保護区の割合は、それまでの8.3%から13.3%となり、前述の愛知目標等の10%目標が達成されました。同月には、今回指定された地域内の熱水噴出域や海山において、遠隔操作型無人潜水機等を活用した現地調査を行い、熱水噴出現象や、深海生物が確認されました。今後も同地域の科学的・実効的な管理により、海底の生態系を含む自然環境の保全に努めることとしています。



沖合海底自然環境保全地域